

ワイド東北

W I D E T O H O K U

産直・朝採り野菜

森の駅

Forest Station

営業時間 あさ9時より7時

TEL.022-392-6456

T989-3124 仙台市青葉区
上斐子字上遠野原1-5

山形知事パーティー券問題

県農協中央会に批判の声

組合員「多様な政治信条無視」

山形県農協農政対策本部(県農政対)が吉村美栄子山形県知事の資金管理団体のパーティー券を大量購入しながら半数近くが欠席していた疑いのある問題で、組合員の意思を無視しているなどとして、県農政対事務局を担う県農協中央会の対応を批判する声が農協関係者から上がっている。

県農政対に加わるある農協の幹部は「農政対で券を買っていたとは初耳だ。多様な政治信条を持つ組合員

が集まる中、農協組織として特定の政治家のパーティー券を大量購入したら問題になる。知事への事実上の献金となると、組合員の賛否は分かれる」と話す。

農協は農協法に基づき県から認可され、運営全般について検査や命令といった監督を受ける立場だ。県政トップとの関係性を疑問視する意見もある。

県弁護士会から組合員に対する人権侵害の是正勧告を受けた庄内みどり農協

(酒田市)では、組合員が「農協に対する指導を県に求めても相手にされなかった。知事の職務執行の公正さに疑いを持たざるを得ず、パーティー券の売買は憤むべきだ」と憤った。

岡山大の小松泰信名誉教授(農協論)は「農協グループが自己改革を進める中、まず正すべきなのは、こうした不明朗な行政、政治との関係や金のやりとりだ。組合員に説明し、納得の得られない運営はするべきではない」と強調する。

団体献金については過去の最高裁判決が個人の意思の重要性を強く指摘している。専修大法科大学院の山田創一教授(民法)は「最高裁の指摘を重視するならば、構成員の思想・信条の自由を侵害しない場合に限られる」と解説する。

「今回の事例のようにパーティー券購入が対価に関係なく実質的な寄付とみられる場合は、組合員の思想・信条の自由を侵害し、農協の目的の範囲外だと考えられる」との見方を示す。

県農政対は県内の全15地域農協などが拠出した資金で活動する任意団体。吉村氏の資金管理団体「あったかい県政を支援する会」が2015〜17年に開いた3回のパーティーで各75万円

で75人分の券を購入したが、半数近くが欠席した疑いがある。15日公表の同会の政治資金収支報告書によると、18年も75万円分を購入した。